



平成 29 年 1 月 12 日

各位

会 社 名 サンケイ化学株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 福谷 明  
コード番号 4995 福証  
問 合 せ 先 常務取締役総務本部長 福谷 理  
(TEL. 099-268-7588)

### 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしました。併せて、平成 29 年 2 月 21 日開催予定の第 92 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の株式の売買単위를 100 株に統一することを目指しております。

当社も、福岡証券取引所に上場する企業として、この主旨を尊重し、本年 6 月 1 日をもって、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 29 年 6 月 1 日

##### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を 100 株に変更するとともに、個人投資家による投資機会の拡大及び中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を全国証券取引所が望ましいとする水準（5 万円以上 50 万円未満）に調整することを目的として、株式併合を実施するものです。

##### (2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の割合 平成 29 年 6 月 1 日をもって、平成 29 年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成 28 年 11 月 30 日現在)	10,197,000 株
株式併合により減少する株式数	9,177,300 株
株式併合後の発行済株式総数	1,019,700 株

(注)「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値であります。

(3) 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1 株当たりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の純資産価値に変動はありません。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成 28 年 11 月 30 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	932 名 (100.00%)	10,197,000 株 (100.00%)
10 株未満所有株主	41 名 ( 4.40%)	115 株 ( 0.00%)
10 株以上所有株主	891 名 ( 95.60%)	10,096,885 株 (100.00%)

※上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、現在 10 株未満の株式を所有されている株主様 41 名 (所有株式数の合計 115 株) は、株主としての地位を失うこととなります。

なお、当社の単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第 192 条 1 項の定めにより、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することが出来ます。また、当社は単元未満株式の買い増し制度を設けておりませんので、買い取り制度をご利用いただきますようお願い申し上げます。具体的なお手続きにつきましては、お取引されている証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

(5) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日 (平成 29 年 6 月 1 日) をもって、株式併合の割合と同じ割合 (10 分の 1) で発行可能株式数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数 (平成 29 年 6 月 1 日付)
40,000,000 株	4,000,000 株

(7) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「2. 株式併合」が承認可決されることを条件として、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第 6 条 (発行可能株式総数) を変更し、発行可能株式総数を 4,000 万株から 400 万株に減少させるとともに、現行第 7 条 (単元株式数) を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>400</u> 万 株とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式は、 <u>100</u> 株とする。

(3) 定款変更の条件

本定時株主総会において、「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年6月1日をもって変更いたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

取締役会決議	平成29年1月12日
定時株主総会決議日	平成29年2月21日(予定)
単元株式数の変更および株式併合の効力発生日	平成29年6月1日(予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成29年6月1日(予定)

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年6月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成29年5月29日をもって、福岡証券取引所における当社株式の売買単位は100株に変更されます。

以上

添付資料

- ・【ご参考】単元株式の変更および株式併合に関するQ&A

【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。  
今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。  
今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 3 単元株式数の変更と株式併合の目的を教えてください。

A 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、全ての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としています。  
当社は、福岡証券取引所に上場する会社として、この主旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することとしました。併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準にするとともに、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市場の変動など他の要因を別にすれば、株主様がご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様がご所有の当社株式数は株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は10倍となるからです。  
また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の10倍となります

【株式併合前後での株式数・資産価値のイメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

株式併合前			→	株式併合後		
株式数	1株あたり 純資産額	資産価値		株式数	1株あたり 純資産額	資産価値
1,000株	250円	250,000円		100株	2,500円	250,000円

Q 5 受け取る配当金額はどうなるのでしょうか。

A 株主様が所有する当社株式数は株式併合により10分の1となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績連動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6 株主の所有株式や議決権はどのようになるのでしょうか。

- A 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載された株式数に、10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	議決件数	所有株式数	議決件数	端数株式相当分
例 1	2,000 株	2 個	200 株	2 個	なし
例 2	1,200 株	1 個	120 株	1 個	なし
例 3	555 株	なし	55 株	なし	0.5 株
例 4	7 株	なし	なし	なし	0.7 株

- ・例 2 及び例 3 では単元未満株式（効力発生後において、例 2 は 20 株、例 3 は 55 株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買い取り制度をご利用できます。
- ・例 3 及び例 4 において発生する端数株式相当分（例 3 は 0.5 株、例 4 は 0.7 株）につきましては、当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。
- ・例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。なにとぞ、ご理解を賜りたいと存じます。

Q 7 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

- A 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買い取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的な手続きについては、株主様がお取引されている証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8 株式併合後も単元未満株式が生じます。買取をしてもらえますか。

- A 株式併合後においても、単元未満株式の買い取り制度をご利用いただけます。具体的な手続きについては、株主様がお取引されている証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 9 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

- A 特に必要なお手続きはございません。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更及び併合に関しご不明な点は、お取引されている証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒168-8507 東京都杉並区和泉 2 丁目 8 番 4 号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電 話 0 1 2 0 - 2 8 8 - 3 2 4 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（土日、祝日を除く）
--